

愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定に

ついて

このことについて、愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立学校に学校運営協議会を設置するために、愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定する必要があるからである。

愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の概要

1 概要

愛知県立学校において学校運営協議会を設置することに伴い、必要な事項を定める。

2 理由

学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校作りを実現するための仕組みである。平成16年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）の改正により制度化されて以降、学校が抱える複雑化・困難化する課題の解決のため、また、教育改革・地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が増加し、平成29年3月に地教行法が改正され、学校運営協議会のさらなる活動の充実と設置の促進を図るため、各教育委員会に対して、所管する学校への学校運営協議会の設置の努力義務が課された。

これを受けて、愛知県立学校においても学校運営協議会を設置することとし、その設置等について必要な事項を教育委員会規則において規定する必要があるため。

【設置の理由】

- ・愛知県立学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものであること
- ・愛知県立学校が「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくために、学校運営協議会の設置は有効なツールと考えられること

3 内容

- (1) 愛知県立学校における学校運営協議会の設置について定める
- (2) 学校運営協議会の権限について定める
 - ① 校長は、学校運営に関する基本的な方針について協議会の承認を得るものとし、校長は当該方針に従って学校運営を行う
 - ② 協議会は、学校運営全般に対し校長及び教育委員会に対し意見を述べることができる
 - ③ 協議会は、学校の運営状況等の評価を行う
 - ④ 協議会は、学校の運営について、地域住民の参画等が促進されるための情報提供を行う
- (3) 委員の任命、職務、協議会の会議の運営方法等について定める

4 施行日

公布の日

愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第一号

愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 教育委員会は、協議会の設置が適当と認める県立学校に協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、県立学校に協議会を設置しようとするときは、当該県立学校の校長、当該県立学校の所在する地域の住民及び当該県立学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により意見を聴いた場合において、当該県立学校に協議会を設置することとしたときは、当該県立学校にその旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第三条 協議会が設置される県立学校（以下「対象学校」という。）の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得なければならない。

- 一 対象学校の教育計画に関すること。
- 二 対象学校の教育課程の編成に関すること。
- 三 対象学校の組織の編成に関すること。
- 四 対象学校の予算の執行に関すること。
- 五 対象学校の施設及び設備等の管理並びに整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第四条 協議会は、その対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、その対象学校の職員の採用その他の任用に関して前条第一項に規定する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめその対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該校長を経由して行うものとする。

(学校運営に関する評価)

第五条 協議会は、毎年度一回以上、その対象学校の運営の状況について評価を行うものとする。

(学校運営に関する理解、協力、参画等の促進等)

第六条 協議会は、その対象学校の運営について、当該対象学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)、当該対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(以下「保護者」という。)及び当該対象学校の運営に資する活動を行う者の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、第三条第一項に規定する基本的な方針に基づきその対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、次に掲げる目的を達成するため、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

1 地域住民、保護者及び当該対象学校の運営に資する活動を行う者の理解を深めること。

1 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者であつて当該協議会の対象学校の校長が推薦する者のうちから、教育委員会が任命する。

1 地域住民

1 保護者

3 当該対象学校の運営に資する活動を行う者

4 当該対象学校の校長

5 当該対象学校の教職員

6 学識経験者

7 関係行政機関の職員

8 その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

(委員の任期)

第八条 協議会の委員の任期は、任命の日から、当該任命の日以後の最初の三月三十一日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の守秘義務等)

第九条 協議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、協議会及びその対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(協議会の会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第十一条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がその対象学校の校長と協議した上で、招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、その対象学校の校長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己に直接の利害関係のある会議の議事に参与することができない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のあるその対象学校の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第十二条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- 一 職員の採用その他の任用に関する事項を議事とする場合
- 二 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営の状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、その対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な

情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申出があつたときのほか、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その委員を解任することができる。

- 一 第九条の規定に違反したとき。
 - 二 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
 - 三 その他解任に相当する事由があるとき。
- 2 対象学校の校長は、その協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、協議会の委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。